

児童書の選書に関する一考察

—公立図書館と学校図書館の選定基準に着目して—

坂下直子

はじめに

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が、2018年4月20日付けで策定・公表された。基本方針では、読書によって、子どもの読解力・思考力・表現力を養い、知識獲得と多文化理解を促進することが期待されている。また、読書を広義にとらえて、文学作品だけでなく自然科学・社会科学関係の書籍や、新聞・図鑑等の資料を読むことによって、「自ら学ぶ楽しさや知る喜び」¹⁾を得て、一層の探究心や真理追究の態度が培われるとされている。

同計画では、子どもの読書活動推進に関して、家庭・図書館・学校・民間団体をはじめ、様々な機関の役割が記されている。公共図書館等については、環境整備の重要性が指摘されており、下記のとおり多様なニーズに応じて十分な量の児童書を含む図書館資料を整備することがのぞまれている。

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。）を含む図書館資料（図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める²⁾。

学校図書館についても、下記のとおり資料整備の必要性が示された。

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。）を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている³⁾。

新学習指導要領の公示に伴い、「読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの『新しい時代に必要となる資質・能力』を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっている」⁴⁾とされていることから、学校教育との関係性がうかがえる。

なお、上記の公共・学校図書館の資料整備の重要性は、2002年の第一次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」から第二次、第三次計画を経て一貫して記述されている。

以上のような要請において、各館が使命を十全に果たすために重要となるのが、児童書の選書に関する検討である。筆者が担当する

司書・司書教諭養成課程において、受講生は一律に選書に対する不安を抱いていた。また、後章で述べるが、実際に選書を担当している司書等からも、業務の重責とともに具体的な判断に際して様々な懸念が出されている。各館それぞれの実情に合わせて的確な児童書コレクションの構築を行うことは、従前から脈々と求められている司書・司書教諭等への期待である。

児童書の選書に関する先行研究としては、田中公夫⁵⁾や加藤ひろの⁶⁾らによる実践的な考究がある。田中は、公共図書館の児童奉仕部門の役割を、子どもの「本に親しむ力」を育む読書推進であるとして、蔵書は、「読む選書からのみ生まれる」⁷⁾とした。玉石混濁の子どもの本を児童図書館員が数多く通読していく中で、現実の子どもに向けて書かれた本物を評価できるようになると主張した。そして、「規準」は明文化できるが、「基準」は選者の中にある主観が頼りであり、児童図書館員が自らの中に基準をつくることであると結論づけている。ここでは、主観による選書における「根拠に基づく説明責任」の是非という問題意識が生じる。加藤は、知的自由を持つ権利主体としての個々の子どもの「読む力」を保障するために、統計・記録等の数値も根拠とした利用状況の把握や現場目線の蔵書モデルの構築を求めた。

一方、選書という実務を支える理念、すなわち児童書の収集方針や選定基準そのものについて検討した論考は、管見の限り見当たらない。公立図書館や学校図書館が、各館の収集方針に基づき、どのような選定基準に則って児童書を選書しているのか、その理念を検討し、実践の背景にある思想を確認することの必要性が生じる。本稿では、主にweb上に

公開されている公立図書館と学校図書館の児童書選定基準を集め、選書に際しての特徴を浮き彫りにする。その上で、司書・司書教諭・学校司書等が選書に携わる場面での具体性について検討する。

1. 養成課程における児童書とは

司書養成科目の中で、「児童サービス論」について、文部科学省の「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」では、「児童（乳幼児からヤングアダルトまで）を対象に、発達と学習における読書の役割、年齢層別サービス、絵本・物語等の資料、読み聞かせ、学校との協力等について解説し、必要に応じて演習を行う」⁸⁾と報告されている。また、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目一覧」には、以下の10項目の指導内容が定められている⁹⁾。

1. 発達と学習における読書の役割
2. 児童サービスの意義(理念と歴史を含む)
3. 児童資料（絵本）
4. 児童資料（物語と伝承文学、知識の本）
5. 児童サービスの実際（資料の選択と提供、ストーリーテリング、読み聞かせ、ブックトーク等）
6. 乳幼児サービス（ブックスタート等）と資料
7. ヤングアダルトサービスと資料
8. 学習支援としての児童サービス（図書館活用指導・レファレンスサービス）
9. 学校、学校図書館の活動（公立図書館との相違点を含む）
10. 学校、家庭、地域との連携・協力

（下線部は筆者による）

一方、司書教諭養成科目の中で、「読書と豊かな人間性」については、文部科学省の「司書教諭の講習科目のねらいと内容」において、「児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る」¹⁰⁾ というねらいとともに、以下の6項目の指導内容が定められている¹¹⁾。

1. 読書の意義と目的
2. 読書と心の教育（読書の習慣形成を含む）
3. 発達段階に応じた読書の指導と計画
4. 児童・生徒向け図書の種類と活用（漫画等の利用方法を含む）
5. 読書の指導方法（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等）
6. 家庭、地域、公共図書館等との連携

（下線部は筆者による）

加えて、2014年から学校図書館法第6条に明記された学校司書の養成に関して、文部科学省から通知されたモデルカリキュラムには、「児童生徒に対する教育支援に関する科目」として「読書と豊かな人間性」があがっており、上記の司書教諭養成のための同科目と、ねらい・内容とも同一である。

各養成課程の指導項目において、「児童資料」「児童・生徒向け図書」として具体的にあげられているのは「絵本」「物語」「伝承文学」「知識の本」「漫画」のみであるが、公共図書館や学校図書館では日本十進分類法（以下、NDCと記す）に従って実際の書架を構成しているところが多い。本稿では「児童資料」や「児童・生徒向け図書」と記載されている児童書を、それぞれの館が選定する際の基準に着目し、分野やNDCといった区分方法にも注目していく。

2. 公立図書館・学校図書館の選定基準の特徴

2.1 公立図書館の選定基準

本稿で検討対象とする公立図書館は、web上で児童書の選定基準を公表している図書館のうちの、以下の市町立図書館である。

国分寺市立図書館¹²⁾、長野市立長野図書館¹³⁾、長野市立南部図書館¹⁴⁾、海老名市立図書館¹⁵⁾、大阪市立図書館¹⁶⁾、堺市立図書館¹⁷⁾、大阪狭山市立図書館¹⁸⁾、小野市立図書館¹⁹⁾、東大阪市立図書館²⁰⁾、塩尻市立図書館²¹⁾、加西市立図書館²²⁾、宮古市立図書館²³⁾、高知市民図書館²⁴⁾、山口市立図書館²⁵⁾、市原市立図書館²⁶⁾、習志野市立図書館²⁷⁾、松戸市立図書館²⁸⁾、新潟市立図書館²⁹⁾、吹田市立図書館³⁰⁾、青梅市立図書館³¹⁾、石狩市民図書館³²⁾、川崎市立図書館³³⁾、船橋市立図書館³⁴⁾、島本町立図書館³⁵⁾、柏市立図書館³⁶⁾、函館市中央図書館³⁷⁾、八千代市立図書館³⁸⁾（順不同）

以上27館の児童書に関する選定基準を概観すると、児童書の区分方法について、先述の司書養成科目である「児童サービス論」において解説すべき内容の中で、児童資料として具体的にあげられていた絵本・物語・伝承文学・知識の本を含む形態・内容面での区分方法と、NDCによる区分方法の2種類が存在していることが確認できた。詳細に示したものが下記の表である。

具体的には「児童サービス論」の指導項目において、「児童資料」としてあげられていた「絵本」「物語」「伝承文学」「知識の本」という区分のみならず、「ノンフィクション」「実用書」「科学読物」「参考図書」「紙芝居」「マンガ」といった分類が行われていることが見て取れる。また、先述のとおり書架分類に則りNDCにそって基準を定めている館も並行して「絵本」「物語」「知識の本」などの

表1 各館児童書選定基準の資料区分別比較

	NDC	絵本	物語	伝承文学	知識の本	ノンフィクション	実用書	科学読物	参考図書	紙芝居	マンガ	抽象理念
国分寺市立図書館		○	○		○						○	
長野市立長野図書館		○								○		
長野市立南部図書館												○
海老名市立図書館		○	○		○		○			○		
大阪市立図書館		○		○					○			
堺市立図書館	○	○	○		○					○		
大阪狭山市立図書館		○	○	○			○	○	○			
小野市立図書館				○								○
東大阪市立図書館		○		○					○			
塩尻市立図書館	○	○		○	○							
加西市立図書館		○							○	○		
宮古市立図書館		○										
高知市民図書館		○		○		○				○		
山口市立図書館										○	○	
市原市立図書館												○
習志野市立図書館	○	○		○								
松戸市立図書館												○
新潟市立図書館		○	○	○						○		
吹田市立図書館		○	○	○								
青梅市図書館	○	○								○	○	
石狩市民図書館		○	○							○		
川崎市立図書館												○
船橋市立図書館		○	○		○							
島本町立図書館		○	○	○	○					○		
柏市立図書館		○	○	○	○					○		
函館市中央図書館	○	○	○									
八千代市立図書館												○

選定基準も設けていた。成人書では主にNDCにそって選定基準が示されているのに対して、児童書では、「絵本」「参考図書」「紙芝居」「マンガ」などの形態上の区分と、「物語」「伝承文学」「ノンフィクション」などの内容（ジャンル）上の区分が混在していることが特徴である。

2. 2 学校図書館の選定基準

公立図書館と比較して、web上で自校の図書館の蔵書について選定基準を公開している公立学校は管見の限り見当たらなかった。私

立学校では、甲南高等学校・中学校³⁹⁾の収集方針のみ拝読できたが、選定基準は公にされていなかった。そこで、全国学校図書館協議会の図書選定基準⁴⁰⁾を検討の対象とする。

全国学校図書館協議会の図書選定基準は1980年に制定されてから、1988年と2008年に改定されている。改定部分の分析と検討は別稿において明らかにするが、現行版では、「知識を得るための図書」「教養のための図書」「教師向けの図書」という3つのカテゴリーに区分し、下記の「部門」ごとに複数の

詳細な選定基準を定めている。

- 1 百科事典・専門事典
- 2 辞典
- 3 年鑑・統計・白書類
- 4 叢書・全集
- 5 翻訳書
- 6 実用書・技術書
- 7 自然科学に関する図鑑
- 8 地図帳
- 9 絵本
- 10 趣味・レクリエーションの図書
- 11 学習参考書
- 12 伝説・民話
- 13 神話
- 14 地域に関する図書
- 15 教師向けの教育図書
- 16 教師向けの学術研究書
- 17 宗教に関する図書
- 18 政党に関する図書
- 19 性に関する図書
- 20 まんが
- 21 写真集
- 22 伝記
- 23 手記

上記の23部門についての選定基準には、探究学習はじめ教育課程における科目や単元などで活用することを想定した記述が多く、学習教育活動との密接な関連性が見て取れる。こちらは書架分類に則りNDCにそって基準を定めてはいない。

全国学校図書館協議会の選定基準でもって、学校図書館の選書の傾向とすることには疑義があるが、全国の学校図書館が則として参考にしているものと考えられる。全文を引用した本稿付録の資料1を参照すると、児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくた

めの魅力的な学校図書館資料や、多様な教育を展開していくための学校図書館資料を収集するために、具体的な視点で記述されていることがわかる。

3. 両館種において注目されるいくつかの特徴

本章では、前章であげた公立図書館と学校図書館双方のコレクションの中で、多くの館が採用している区分である「絵本」、「物語」、「伝承文学」など、注目されるいくつかのトピックについて分析する。

3. 1 絵本の選定基準

公立図書館における絵本の選書基準では、絵と文をそれぞれ評価対象にしている館が多い。「長く読み継がれている良書」「評価の定まった絵本作家」など、重版や作家の出版点数、児童書関連の賞の受賞歴などといった一定の数的基準をもとに評価を行うことが示唆された記述がなされている。これらは、実際の選書にあたって、だれもが客観性を担保して実践できうる視点である。乳幼児絵本は、「擬音や繰り返しなどリズム感があるもの」などの、選書に際して見極めやすい具体的な記述がなされている。

しかしながら「絵と文が一体になっているもの」というような、選者の解釈によっては主観による判断の可能性が生じるような記述が複数館でなされており、「いきいき」などの副詞、「楽しい」などの形容詞が散見された。絵が「ストーリーを物語る」「子どもの知的、情緒的経験を広げ、想像力を養うもの」などの抽象的な表現も見られ、実際の選書にどのように影響しているかが懸念される。

一方、学校図書館における絵本の選定基準では、全国学校図書館協議会が1972年に前出

の図書選定基準から独立させて、本稿付録の資料2のとおり絵本選定基準⁴¹⁾を設けている。なお、おおもとの選定基準には4観点((1)子どもに対する愛情に貫かれ、絵と文が芸術的に調和しているか。(2)絵は、内容を的確に表現したもので、子どもの感覚に合った楽しいものになっているか。(3)文章は、子どもに理解できる内容や表現になっているか。(4)用紙・装てい・判型などは、内容にふさわしく作品を十分に生かしているか。(注) 中学・高校生向きの絵本についても上記に準ずる。)として凝縮されたものが記載されている。

学校図書館における絵本の選定基準も、公立図書館と同様に、選者の主観が影響する可能性のある抽象的な表現が確認できた。それは、「こどもに対する正しい愛情」「絵と説明文がほどよく調和」「芸術的なかおり高いもの」「こどもを楽しくすることができる」などの記述である。

3. 2 物語の選定基準

物語を選書する際の公立図書館の選定基準には、先述の絵本選定基準と同様に、選者の解釈によって選書に差異が生じる可能性のあるものが確認できた。「豊かな想像力を養えるもの」「子どもたちが心から楽しみ、想像力をふくらませ、成長の糧となるもの」「どの年齢の子どもにもこたえられるもの」「人間を信頼し、人生を肯定的に見る姿勢に貫かれているもの」「観念的な書き方でなく、登場人物それぞれの性格が生き生きと書き分けられているもの」「結末は情緒に流されず、子供が納得できる終わり方」などである。

一方、「一人で読書を楽しめるようになった子どものために、読みやすい活字、わかり

やすい挿し絵の入った資料」「楽しく人気のある資料は複本で揃える。また、永く読みつがれてきた定評のある資料は複本で揃える」などの比較的判断のしやすい記述もあった。

学校図書館の選定基準には、「物語」の部門は設けられていないが、「教養のための図書」として、「児童生徒のたしかな批判力や豊かな情操を育てるもの」「生きる希望にあふれ、深い感動を与えるもの」「読書の楽しさを味わえるもの」「内容や主題に独創性があるか」「内容の取り扱いが、時流にのった興味本位のものになっていないか」「正義と真実を愛する精神に支えられているか」「人権尊重の精神が貫かれているか」といった抽象度の高いものであった。

3. 3 伝承文学の選定基準

伝承文学の選書に関する公立図書館の選定基準には、「昔話は民俗学からの視点ではなく、子どもの文学の原点として位置づけて」「民話の持っている内容(主題、筋運び、人物像)と、形式(語り口、ことば)を正しく捉えており、優れた原話の再話であるもの」など抽象的な表現があり、なかでも「伝説は文学として一定の評価を得ており、現在まで子どもに読み継がれ、かつ現代的意味を有するか」の「現代的意味」の解釈が分かれるところではある。

しかしながら、「絵本」や「物語」の選定基準と比較すると、「文学・物語の原点として位置付け、全国各地方にわたって幅広く収集する」「昔話・民話は、国や地域に偏りがないように、また、原話を損なわないよう再話されているものを選択する」「定本になっているものは定評ある再話者が編集したものを中心に、読み手の発達段階を考慮しながら

多くの種類を収集する」などの具体的な基準も多く見られた。

学校図書館の選定基準については、「伝説・民話」の部門には、「採集資料について、採集年代・採集地・採集者・語り手あるいは出典など、必要な事項が記されているか」と、極めて具体的な記述がある。「神話」の部門には、「古代における人びとの考え方や生活を理解できるもの」「必要に応じて、原典または原拠が示されているか」「必要に応じて、注解がつけられているか」と、実用的な記述がある。それぞれ国語科などの教材として活用する場面があることが、関係しているのではないだろうか。

3. 4 NDCを用いた選定基準

NDCごとに児童書の選定基準を設けていたのは、堺市立図書館・塩尻市立図書館・習志野市立図書館・青梅市図書館・函館市中央図書館であった。

0類では、児童が調べに訪れることを想定した、「調べ学習に対応できるよう百科事典は各館で所蔵し、五十音順・主題別など各種揃え、計画的に更新する」という記述の他、「百科事典、年鑑類は、最新の正確な知識に基づいて編集されて」いることや、「写真や図版などが多く取り入れられているもの」「学校・学級新聞等の具体的な作成、編集方法についての資料や新聞を活用した学習についての資料を選択する」ことなどに留意しており、選書がしやすい表現となっている。

1類では、「各宗教への理解が深まるよう、宗教・宗派に偏りがないように留意」「人種・宗教・思想・性などに、差別意識のないもの」「古いや心霊関係の資料についても必要に応じ収集」などの具体的な記述があった。

2類では、「歴史観の相違から記述に差があるため、異なる出版社の一定水準に達した図書を数種類揃える」「使いやすい索引・年表が載っているもの」「伝記は、様々な時代の各分野の人物について、その生き方や業績について正確に描かれているもの」「地理の本は、各地域への理解を深めることができるよう最新の情報に留意」「修学旅行や社会見学に役立つ資料に留意」などのように、支援する対象である学校教育をも念頭に置いて、実際の選書に際して大いに参考となる記述がみられた。

3類では、「日本及び世界の暮らし、年中行事、祭礼、食物や服装の歴史など社会科の单元にも配慮」「バリアフリーやユニバーサルデザインなど、社会的な関心が高い分野の資料は積極的に収集」など、連携機関である学校図書館が社会科の授業を支援する際の資料の補充を意識したものが多くみられた。

4類では、「科学の本については、情報が科学的な根拠に基づいているものであること、また、対立する意見の存在などについても留意し、科学的なものの見方、考え方を学ぶことができるような資料」「実験を取り扱う資料は、適切な解説と安全性への配慮が示されているかに留意」「対象とする年代の子どもに理解できる、用語・文章で書かれているもの」「図版・表・写真などは、正確で分かりやすいもの」「調べ物に使用される図書については、索引・用語解説などがしっかりしているもの」などの詳細な表現で、選書の基準になることがわかる。

5類では、「公害・環境問題について、多様な観点での資料」「料理、手芸などの資料は、実用的な資料を中心に幅広く」など、主題にそって非常に具体的な表現がなされてい

る。

6類では、「ペット類の飼育方法や植物の栽培方法等は、身近な生きものや植物を中心に」「のりものについての資料は、特に子どもの関心が高いので、更新に留意」「交通、運輸、通信の本は需要が多いので、種類を多く」「単位の資料は、国際規格を含め情報の更新に留意」「稲作についての資料を中心に、農業全般の資料を選択」のように、児童の好みや学校教育での実践などに即した具体的な選定基準となっている。

7類では、「各種競技のルールの改変に留意」「レファレンスの多い各種伝統工芸の本を揃えておく」と述べると同時に、「ゲームの攻略本は、収集の対象とはしない」など、収集の対象外についてまでふれている。

8類では、「外国語については、各国の言葉の初歩（文字・挨拶・解説）のものを選定」「英語の語学学習の本は、小学校での学習内容程度に留め、それより高度なものは、中学・高校生向け図書あるいは一般書に入れる」「外国語の絵本・物語は、多文化サービスの中で収集し、児童書の言語学の中に入れていない」などの具体的な取り決めがなされていた。辞典について、「児童書を手掛けている出版社のものを選定」「外国語辞典は、小学生向き・初歩のものを選定」「古語辞典は中学・高校生向け図書の中で選定」といった、細かい規定がされている館もあった。

一方、9類では、3章で述べたとおり、抽象的な表現が多数見受けられた。

以上、NDCごとの選定基準は、1類から8類までは、実際の選書で大いに参考になるような具体的な記述が多く見られた。一方、9類には抽象的表現が多く、選書の現場で担当者の判断材料として説明責任が果たせてい

るか、甚だ疑問が残ったと言える。

4. 選書に関する司書・司書教諭・学校司書の意識

それでは、公共図書館・学校図書館において司書・司書教諭及び学校司書が、児童書の選書に携わる場面で、どんな意識を持っているだろうか。平成26年度に国立国会図書館国際子ども図書館において行われた「子ども読書連携フォーラム」の配布資料3「事前アンケートのなかの『知識の本の選書—課題』と『その他全般に関する意見』」には、多くの司書・司書教諭・学校司書が選書について抱えている不安感が読み取れる。一部抜粋紹介する。

なお、括弧内は意見者の所属する図書館の館種をあらわしている。

4. 選書(1) 一ポイント・方針

1. 何をヒントにして本を選ぶべきなのか。(市区図)
2. 資料として価値のある本と、利用者からの希望の多い本、また流行による本など、限られた予算をどう使って蔵書を収集するか。職員間の価値観の違い。(市区図)
4. 各館の役割をふまえた選書が難しい。良書が、なかなか出せないが、読書のきっかけ作りとして軽い本は入れるべきか迷う程度の資料がある。(市区図)
6. 児童書を選書して日が浅いので、まだまだ手さぐり状態。ベテランの方の選書のコツのようなものがあれば、ぜひお聞きしたい。(市区図)
7. 信頼のおける内容の本なのか、判断するのが難しい。(市区図)
8. 今までにない分野の本が出版されると、

- それがさほど良くなくても買ってしまうことがある。そのような買い方でよいのかどうか。(公共図)
10. 子どもが調べ学習につかえる本を選書したいと思うが、どんな本が良いのか、どんな本を揃えておけば調べ学習に役立つのか、難しい。(市区図)
27. 他の図書館などの選書基準を聞いてみたい。どんな児童書を購入するようにしているのか、どのような児童書が子どもの学習に役立つのか、知りたい。(市区図)
29. 基準がわかりづらい。基本図書は古びた感じが強く手に取られづらい。(市区図)
4. 選書(2) 一方法
12. レビュースリップを作成するべきだと思っているが、できずにいる。人手、時間がない中、どのように作成されているのか、何か工夫されていることがあるのか、お伺いしたい。(市区図)
13. 選書基準はあるが、物語や絵本の選定に偏りがち。調べものや学校の授業で、実際に役立っている知識の本を知りたい。学校図書館での、知識の本の選定方法を知りたい。(市区図)
14. 小学校では学年によって読解力、理解力等に大きな差があるため、本の内容をしっかり把握しないと、使用したい学年とミスマッチした本を選書してしまうことがある。展示会等でじっくり検討する時間がもっとほしい。各出版社のカタログでは把握しきれないことが多い。(小学校)
4. 選書(3) 一能力
1. 基本図書についての知識を持たないと比べて選ぶことができない。特に、知識の本については知識の積み重ねができていない。(県図)
2. 内容の正確さ、著者の信頼性を確かめることが難しいと感じる。今どきの常識、情報を取り入れるのがおいついていない。(恐竜に毛が生えていたとか、宇宙開発など分野が幅広いので、新聞などを読むようにしていても、自信がもてない。)(市区図)
3. 理数系の分野などは、専門的知識を有するので、選書が難しいと感じる。(県図)
6. 見極める力が足りない。(市区図)
7. 選書担当の自分が、よくわからない分野の選書に限界を感じている。知識の本は、興味深いテーマであっても内容が難しいことも多く、対象年齢に迷う。(県図)
8. 選書をスキルアップするために、どんなことをしたらいいか。(たくさん読むことは、もちろんかと思うが。)(県図)
9. 学校図書館の予算が少ないのでこれしか入れられない、という時の「これ」が正解だったのか悩む。兼任で任期も短いため闇の中手探りで砂漠に水を撒くよう。もっと自信を持って先生方にすすめたい。(無記入)
10. 他の業務におわれ選書がやっつけ仕事になってしまっている。何となく新しい図書が入って活気は出るのだがもやっとした感じが残る。派遣任期が終了してしまった学校には司書がいなくなってしまうのだから遠回りでも選書のきちんとした方法を確認させて伝授した上で次の学校へと移動したい。そのための知恵があれば知りたい。(無記入)
11. 半年前に児童図書担当になったこともあって、児童書全般への知識が不足してい

る。特に、1～8分類の本については、利用者のニーズをつかみきれないところもあり、選書が難しい。児童図書を選書するにあたってポイントにするべき理念等についても勉強不足な面が大きい。他の図書館の児童図書の状況について伺いたい。

(県図)

5. 購入

3. 知識の本と読み物の本との割合について。

(県図)

5. 図鑑や事典類の購入・入替えのタイミング。特に科学関係は情報の更新があることを考えると定期的な買い換えが望ましいが、判断が難しい。(県図)

6. どこまで、内容の新しさを求めるべきか。買替のタイミングについて知りたい。(市区図)

7. 複本の購入はどの程度必要なのか。(市区図)

6. ニーズ

3. 子どもたちが読みたい本と、こちらが読んでほしいと思う本が異なると感じることもある。バランスの取れた選書をするために、どのようなことに心掛けるべきかご意見をお伺いしたい。(市区図)

4. 利用対象、状況が明確にならないと、選書ができない。直接子どもたちに接する機会が少ない県図書館の職員には、どのような状況で利用されるのか情報が少ないため、ニーズにあった選書ができているか不安である。(県図)

5. 学校の授業内容などを把握しておきたいと思いつつ、なかなかそこまでの情報収集ができていない。(市区図)

6. 利用者のリクエストに積極的に応えたいという気持ちと、児童書の選書基準を大切にしたい気持ちの間で、いつも迷いながら選書をしている。ディズニーの本やキャラクター本、テレビ・映画のノベライズは、当館では基本的には選書対象外となっているが、他の館の状況を教えていただきたい。(市区図)

以上、収集方針と選定基準が設けられているはずの公立図書館や学校図書館の司書・司書教諭等からの切実な声である。

おわりに

河井弘志は、「かつて図書選択の実務は、図書選択の原理や理論によって直接に導かれるものだと考えられていた。しかし図書選択の理論化が進むと、理論と実務の間の隔りが拡大し、理論が実務を直接に導くことが困難になった。そこで中間項として図書選択方針が作成されることになった。図書選択理論は、各図書館の現場のデータを資料としながらも常に普遍を追求するが、図書選択方針は、普遍的な理念や理論から出発しながら、最後は特定の図書館の図書選択の適正さを達成することを目的とする。図書選択方針は、図書選択理論とは異なった課題領域をもつのである」⁴³⁾と分析している。つまり、特定の図書館の選書の適正さを証明するために収集方針と選定基準があり、これらを根拠とした説明責任が果たされなければならない。

本稿では、公立図書館と学校図書館における児童書の選書に際して、各館が拠り所としている収集方針と選定基準を詳細に検討した。結果、2館種には児童書の選定基準に関して共通点と相違点が認められた。共通点として

は、「絵本」「児童文学」など主にNDC 9類の資料の選定基準について、抽象的な表現が認められたことである。現場では、それを乗り越える意味でレビュースリップなどを用いて、複数の担当者が同一の観点について判断をしていくことで、各人の主観が集まったのち平均値化されるという試みもなされていよう。しかしながら、数値などで比較できないような抽象的な基準項目に関しては、例えばループリックなどを用いて根拠とし、説明責任を果たしていく工夫もされてしかるべきかと考える。

一方相違点としては、公立図書館各館の選定基準における児童書の種別に関して、形態別及び内容別の区分の他に、NDCごとに選定基準を定めている図書館が存在した。これについては具体的な条件設定によって、選書担当者が容易に判断をくだせるような記述が多く、各館でNDCごとの選定基準を作成することの有意性が示唆された。これは、学校図書館にも当てはまることではないだろうか。むしろ学校図書館では、教科など教育課程との関係で、NDCごとの選定基準を作成しやすいのではなかろうか。

児童書の選書にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」の精神を遵守することは言うまでもない大前提であるが、その上で今後、根拠に基づいて選び（選ばず）、説明責任を果たし得る選書実務を行うために、各館の選定基準の一層の充実が待たれる。

注

- 1) 文部科学省「第四次 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」p. 6。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/04/_icsFiles/afieldfile/2018/04/20/1403863_002_1.pdf

- [2018. 12. 19確認]
 2) 同上書、pp. 16-17。
 3) 同上書、p. 24。
 4) 同上書、p. 6。
 5) 田中公夫「選書ってなんだ？—児童書編（本を選ぶ—はじめの1歩〈特集〉）」図書館問題研究会『みんなの図書館（163）』1990. 12、pp. 8-13。
 6) 加藤ひろの「子どものための選書を目指す：知的自由を持ち権利と意志を持つ子どもたちへ（グループ研究発表、〈特集〉第52回（2010年度）研究大会）」日本図書館研究会『図書館界 63（2）』2011、pp. 164-175。
 他に、下記文献もある。
 鶴飼利江「公共図書館での児童書の選書（特集 本をえらぶ）」親子読書・地域文庫全国連絡会『子どもと読書（360）』2006. 11、pp. 12-14。
 7) 田中公夫、前掲書、p. 10。
 8) これからの図書館の在り方検討協力者会議『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）』文部科学省、2009. 02、p. 9。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm [2018. 12. 19確認]
 9) 同上書、p. 15。
 10) 文部科学省 司書教諭の講習科目のねらいと内容
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm [2018. 12. 19確認]
 11) 同上。
 12) 国分寺市立図書館選定基準・除籍基準
https://library.kokubunji.ed.jp/s05_kizyun.html
 [2018. 12. 19確認]
 13) 長野市立長野図書館資料選定基準
<https://library.nagano-ngn.ed.jp/top/pdf/nagano.pdf> [2018.12.19確認]
 14) 長野市立南部図書館資料選定基準
<https://library.nagano-ngn.ed.jp/top/pdf/nanbu.pdf> [2018. 12. 19確認]
 15) 海老名市立図書館資料選定・除籍基準
http://www.city.ebina.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/352/7senteikijun.pdf [2018. 12. 19確認]
 16) 大阪市立図書館資料収集方針
https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?action=common_download_main&upload_id=3035 [2018. 12. 19確認]
 17) 堺市立図書館資料選定基準
<http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/>

- gaiyou/k-sentei.html [2018. 12. 19確認]
- 18) 大阪狭山市立図書館資料選定基準
<https://www4.city.osakasayama.osaka.jp/rules/collectline.html> [2018. 12. 19確認]
- 19) 小野市立図書館資料収集の基本的な考え方
https://www.library.ono.hyogo.jp/use/outline_way.html [2018. 12. 19確認]
- 20) 東大阪市立図書館選書基準
http://www.lib-higashiosaka.jp/?page_id=121 [2018. 12. 19確認]
- 21) 塩尻市立図書館資料選択基準
https://www.library-shiojiri.jp/fs/2/6/2/_/_____.pdf [2018. 12. 19確認]
- 22) 加西市立図書館資料収集方針及び選定基準
<http://www.library.city.kasai.hyogo.jp/wp-content/uploads/2015/06/7f3067c3b81c6896ba83fa7808b0728d.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 23) 宮古市立図書館資料選定基準
<http://www.city.miyako.iwate.jp/data/open/cnt/3/2359/1/siryousenteikijyun.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 24) 高知市民図書館資料収集基準
<https://otepia.kochi.jp/library/tmp/%E9%AB%98%E7%9F%A5%E5%B8%82%E6%B0%91%E5%9B%B3%E6%9B%B8%E9%A4%A8%E8%B3%87%E6%96%99%E5%8F%8E%E9%9B%86%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 25) 山口市立図書館資料収集方針
<https://www.lib-yama.jp/unei/pdf/syusyuhoshin.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 26) 市原市立中央図書館資料選定基準
http://www.library.ichihara.chiba.jp/?action=common_download_main&upload_id=1313 [2018. 12. 19確認]
- 27) 習志野市立図書館児童資料の選定に関する基準
<https://www.narashino-lib.jp/TOSHOW/pdf/senteikizyun-zidou.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 28) 松戸市立図書館図書選定基準
<https://www.city.matsudo.chiba.jp/library/qa/sentei.files/senteikijyun.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 29) 新潟市立図書館選書基準
<http://opac.niigatacitylib.jp/youkou/sensyokijun.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 30) 『吹田市立図書館資料収集方針』及び『選定基準』
https://www.lib.suita.osaka.jp/?action=common_download_main&upload_id=481 [2018.12.19確認]
- 31) 青梅市図書館資料選定基準
https://www.city.ome.tokyo.jp/d1w_rei
<ki/42891950040100000008/42891950040100000008/42891950040100000008.html> [2018. 12. 19確認]
- 32) 石狩市市民図書館図書選定基準
<https://www.ishikari-lib-unet.ocn.ne.jp/html/senteikijun.htm> [2018. 12. 19確認]
- 33) 川崎市立図書館資料収集要綱
<http://www.city.kawasaki.jp/230/cmsfiles/contents/0000094/94858/3002072-6zassikaba-youkou.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 34) 船橋市図書館資料収集基準
http://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/toshokankominkan/0001/0005/0004/p047743_d/fil/kijun.pdf [2018. 12. 19確認]
- 35) 島本町立図書館資料選定基準
https://www.town.shimamoto.osaka.jp/active/docs/8-4P16_18.pdf [2018. 12. 19確認]
- 36) 柏市立図書館資料収集方針
https://tosho.city.kashiwa.lg.jp/homepage/pdf/13_%E6%9F%8F%E5%B8%82%E7%AB%8B%E5%9B%B3%E6%9B%B8%E9%A4%A8%E8%B3%87%E6%96%99%E5%8F%8E%E9%9B%86%E6%96%B9%E9%87%9D.pdf [2018. 12. 19確認]
- 37) 函館市中央図書館資料選定基準
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/file/bunshohosei/youkouyouryou/kyouiku/shougaigakushuuka/shougaigakushu26.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 38) 八千代市立図書館資料収集基準
<https://www.city.yachiyo.chiba.jp/content/000047092.pdf> [2018. 12. 19確認]
- 39) 甲南高等学校・中学校図書館収集方針
<http://www.konan.ed.jp/lib/act/index.html> [2018. 12. 19確認]
- 40) 全国学校図書館協議会図書選定基準
<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-34.html> [2018. 12. 19確認]
- 41) 全国学校図書館協議会絵本選定基準
<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-82.html> [2018. 12. 19確認]
- 42) 堀川照代「事前アンケートのなかの『知識の本の選書—課題』と『その他全般に関する意見』」
http://www.kodomo.go.jp/study/forum2/pdf/3_profhorikawa.pdf [2018. 12. 19確認]
- 43) 河井弘志「大学図書館の収集方針の発展」『大学図書館研究』26、1985. 05、pp. 29-48。

付録

資料1

全国学校図書館協議会図書選定基準 全国学校図書館協議会 1980年 9月15日制定
1988年10月1日改定 2008年 4月1日改定

本会の実施する図書選定の基準を次のとおりに定める。

本会は1951年以降、各学校図書館が本来の目的を達成するための蔵書構成を行ううえで必要かつ適切な資料を提供するべく図書選定を実施してきた。この基準は、従来の図書選定基準を長年にわたる選定実務の経験を加味し、検討および整理をほどこし改定したものである。

I 一般基準

1 内容

学校における教育課程の展開に寄与し、児童生徒の学習活動や健全な教養・レクリエーションに役立つものであるか。

1) 知識を得るための図書

- (1) 正しい知識や研究成果が述べられているか。
- (2) 新しい知見や方法が紹介されているか。
- (3) 主題の取り扱い方は、新鮮で創意や工夫がみられるか。
- (4) 一貫した論理で体系づけられ、論旨が明確であるか。
- (5) 事実の叙述は、科学的に正確で、かつ具体的であるか。
- (6) 取り扱っている範囲は、児童生徒が学習や研究をするのに適切であるか。
- (7) 資料は、その主題を解明するのに適切なものであるか。
- (8) 異見・異説などのある場合は、必要に応じてこれを紹介し、その原拠が示されているか。
- (9) 引用文・さし絵・写真・図表などは、正確かつ適切で、必要に応じて原典が示されているか。
- (10) 統計は、正確で、調査時期および原拠が示されているか。

2) 教養のための図書

- (1) 児童生徒のたしかな批判力や豊かな情操を育てるものであるか。
- (2) 生きる希望にあふれ、深い感動を与えるものであるか。
- (3) 読書の楽しさを味わえるものであるか。
- (4) 内容や主題に独創性があるか。
- (5) 内容の取り扱いが、時流にのった興味本位のものになっていないか。
- (6) 正義と真実を愛する精神に支えられているか。
- (7) 人権尊重の精神が貫かれているか。

3) 教師向けの図書

- (1) 教職員の教育活動に資するものであるか。

2 表現

- (1) 児童生徒の発達段階に即しているか。
- (2) 差別的な表現がされていないか。
- (3) 小・中学生を対象とする場合は、常用漢字・現代かなづかいを用いているか。
- (4) 文章は、わかりやすく、文法にかなっているか。
- (5) さし絵・写真・図表などは、本文を理解するのに役立ち、適切なものであるか。

3 構成

- (1) 書名は、内容をよく表しているか。
- (2) 目次・見出しの表現や位置は、内容に適応したものであるか。
- (3) 必要な索引が完備され、引きやすいか。
- (4) 奥付には、必要な事項が記載されているか。
- (5) 必要な参考文献が掲げられているか。
- (6) 著者について必要な紹介がされているか。

4 造本・印刷

- (1) 製本・外観・大きさが適切であり、書誌的な体裁が整っているか。
- (2) 装ていや表紙のデザインは、美術的で好ましい印象を与えるか。
- (3) 製本は堅ろうで開きがよく、学校図書館における使用に耐えるものであるか。
- (4) 乱丁・落丁などの事故はないか。
- (5) ページ数は、扱っている内容にふさわしいか。
- (6) 活字の字体や大きさは、児童生徒の発達段階に即して適切であるか。
- (7) 版の組み方は、行間・字詰めに余裕があり読みやすいか。
- (8) 誤植はないか。ある場合は正誤表がついているか。
- (9) 印刷は鮮明で見やすいか。
- (10) さし絵・写真・地図などは鮮明で調和がとれ、大ききも適切であるか。
- (11) 用紙は良質で丈夫であるか。

II 部門別基準

1 百科事典・専門事典

- (1) 項目の選定や解説が適切になされているか。
- (2) それぞれの項目について、専門家が執筆し、説明の内容は正しく、かつ新しいか。また、執筆者が示されているか。

- (3) 見出しが使いやすく、必要な写真・図版が適切に掲げられているか。
- (4) 参照の指示が適切になされているか。
- (5) 参考となる資料が紹介されているか。
- (6) 索引は、調査研究に充分たえるように作られているか。
- (7) 統計資料・補遺・年鑑の刊行など、新しい情報を補充するための配慮がなされているか。
- (8) 必要に応じて、十分な改訂がなされているか。

2 辞典

- (1) 編者は、信頼のおける専門の研究者であり、最新の研究成果を踏まえた編集がなされているか。
- (2) 見出し語の選定は適切であるか。
- (3) 解説・説明は正確でわかりやすく、客観的になされているか。
- (4) 索引や参考となる資料が、必要かつ充分につけられているか。
- (5) 必要に応じて、出典・用例・参照などが適切につけられているか。

3 年鑑・統計・白書類

- (1) 公的な機関または責任ある団体によって編集されたものか。
- (2) 資料の収集や処理が客観的かつ科学的であるか。
- (3) 統計は正確で新しく、調査年度および原拠が示してあるか。
- (4) グラフや図版が適切に使われ、また、必要な解説がつけられているか。
- (5) 年鑑は、とくに項目の選定や解説が適切になされているか。

4 叢書・全集

- (1) 編集方針が、全体の構成にいかされているか。
- (2) 各巻の内容は、相互に均衡がとれているか。
- (3) 全集類については、その標題と内容が一致しているか。
- (4) 全巻をとおした必要な索引がつけられているか。
- (5) 本文の異同につき明示し、さらに校訂が行き届いているか。
- (6) 商業主義的見地に立った編集上の不自然さがないか。

(注) 必要な場合は、叢書・全集の中の一冊でも対象とする。

5 翻訳書

- (1) 完訳であるか。
- (2) 完訳となっていないものについては、翻訳上の態度が明確であるか。
- (3) 原意をよく伝えるとともに、よくこなれた文章になっているか。
- (4) 適切な注釈が付けられているか。

- (5) 原典についての説明がなされているか。
- (6) 翻案書については、原作の意を損なわずに書きかえられているか。

(注) 日本古典の現代語訳についても上記に準ずる。

6 実用書・技術書

- (1) 児童生徒の生活にふさわしく有用なものであるか。
- (2) 内容が新しく正確であり、最新の技術・学問を反映したものであるか。

7 自然科学に関する図鑑

- (1) 写真や図版は、実物の色彩や形態を正確に伝えているか。
- (2) 写真や図版は、実物の特徴を正しく表現しているか。
- (3) 写真や図版には倍率が示してあるか。
- (4) 児童生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるか。

8 地図帳

- (1) その地図の目的にかなった図法を用い、また、図法名を示してあるか。
- (2) 信頼のおける新しい原図をもとにしているか。
- (3) 位置や地形の表示は正確であり、工夫がみられるか。
- (4) 縮尺と、必要に応じて方位が、明示されているか。
- (5) 地図番号などの約束が明示されているか。
- (6) 色彩は鮮明で、統計地図などの段階差が明確に出るように配色上の工夫をしてあるか。
- (7) 国名や地名、統計上の数値などは最新のものか。
- (8) 児童生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるか。
- (9) 必要に応じて、地名を読みやすくする配慮がなされているか。

9 絵本

- (1) 子どもに対する愛情に貫かれ、絵と文が芸術的に調和しているか。
- (2) 絵は、内容を的確に表現したもので、子どもの感覚に合った楽しいものになっているか。
- (3) 文章は、子どもに理解できる内容や表現になっているか。
- (4) 用紙・装てい・判型などは、内容にふさわしく作品を十分に生かしているか。

(注) 中学・高校生向きの絵本についても上記に準ずる。

10 趣味・レクリエーションの図書

- (1) 児童生徒の趣味・能力に合致しているか。
- (2) 内容は正確であるか。
- (3) 児童生徒の健全な活動を促進するものであるか。

11 学習参考書

- (1) 児童生徒の学習活動に役立ち、その内容が教育課程に合っているか。
- (2) 内容が精選されているか。
- (3) 系統的で児童生徒に理解しやすいか。

12 伝説・民話

- (1) 採集資料について、採集年代・採集地・採集者・語り手あるいは出典など、必要な事項が記されているか。

13 神話

- (1) 古代における人びとの考え方や生活を理解できるものであるか。
- (2) 必要に応じて、原典または原拠が示されているか。
- (3) 必要に応じて、注解がつけられているか。

14 地域に関する図書

- (1) 地域の特徴や現状が正確に記述されているか。
- (2) 他の地域にも通じる普遍性を有するものであるか。
- (3) 趣味的なものになっていないか。
- (4) 取り扱っている内容が独断的で恣意的なものになっていないか。
- (5) 取り扱っている内容について、その原拠を示すなど、調査・研究する場合に役立つものであるか。
- (6) 参考文献などが紹介されているか。

15 教師向けの教育図書

- (1) 内容は教育学の研究と教育活動の成果をもとに書かれているか。
- (2) 取り扱っている事柄の解釈が、個人的で恣意的なものになっていないか。
- (3) 教育実践に有効適切な理論、新鮮な問題提起、参考になる事例などを含んだ内容であるか。

16 教師向けの学術研究書

- (1) 教育課程の編成に役立つものであるか。
- (2) 学習指導に関連する専門的な研究を内容としたものであるか。
- (3) 主題と内容が高度であり、また、特殊すぎないか。

17 宗教に関する図書

- (1) 宗教の意義、現状、そのあり方を客観的に理解できる内容であるか。

- (2) 特定宗教の経典、教義、歴史、社寺などの解説は、正確なものであり、児童生徒の学習および教養に役立つものであるか。

18 政党に関する図書

- (1) 政党の現状、歴史を客観的に理解できる内容であるか。
(2) 特定政党の綱領、政策およびその解説は、正確なものであり、児童生徒の学習・教養に役立つものであるか。
(注) 政治結社に関する図書についてもこれに準ずる。

19 性に関する図書

- (1) 主題や内容が、科学的に正確であり、児童生徒の発達段階に即しているか。
(2) 倫理的に高い観点を有しているか。
(3) 興味本位の内容になっていないか。

20 まんが

- (1) 絵の表現は優れているか。
(2) 俗悪な言葉を故意に使っていないか。
(3) 人間の尊厳性が守られているか。
(4) ストーリーの展開に無理がないか。
(5) 俗悪な表現で読者の心情に刺激を与えようとしていないか。
(6) 悪や不正が讃えられるような内容になっていないか。
(7) 戦争や暴力が、賛美されるような作品になっていないか。
(8) 学問的な真理や歴史上の事実が故意に歪められたり、無視されたりしていないか。
(9) 実在の人物については、公平な視野に立ち、事実に基づき正確に扱われているか。
(10) 読者対象にふさわしい作品となっているか。
(11) 原著のあるものは、原作の意が損なわれていないか。
(12) 造本や用紙が多数の読者の利用に耐えられるようになっているか。
(13) 完結されていないストーリーまんがは、原則として完結後、全巻を通して評価するものとする。

21 写真集

- (1) 主題は、児童生徒の成長に役立つものであるか。
(2) 表現技術に新鮮さがあり、編集・印刷がすぐれているか。
(3) 必要に応じて、撮影上のデータ・解説などが適切につけられているか。

22 伝記

- (1) 著者の被伝者に対する態度は真摯で、資料をよく調べ、正確な記述となっているか。
- (2) 被伝者は、多面から描かれ魅力ある人物像となっているか。
- (3) 被伝者の業績や人格が、時代背景とのかかわりの中で描かれているか。
- (4) 文章は、人物像をいきいきと描き出しているか。
- (5) 児童生徒に生きる指針を与えるものであるか。

23 手記

- (1) 著者の執筆態度が真摯であり、その内容が真実追求の記録となっているか。

Ⅲ 対象としない図書

- (1) 特定地域でしか入手できないもの、直接販売方式でしか入手できないもの、個人出版物等一般に入手が困難なもの。
- (2) 限定版、および豪華特装版であるもの。
- (3) 教科書、副読本、問題集、特定教科書の解説書および自習書。
- (4) 特定宗教の立場よりする布教宣伝および一方的批判を内容としたもの。
- (5) 特定政党の立場よりする宣伝および一方的批判を内容としたもの。政治結社についてもこれに準ずる。
- (6) 書きこみや切り抜きなど個人で使用することを目的とするもの。
- (7) 破損しやすい、しかけ絵本。
- (8) 文庫本およびこれに準ずる大きさのもの。
- (9) 一般書籍として流通せず、雑誌としてのみ流通しているもの。
- (10) 年次刊行物を除く定期刊行物。
- (11) 原則として出版されてから半年以上経過したもの。

以上は、全国学校図書館協議会の下記webサイトより転記。

<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-34.html> [2018. 12. 29確認]

資料2

全国学校図書館協議会絵本選定基準

全国学校図書館協議会 1972年制定

基本原則

絵本とは、書籍の形態をもって、絵または絵と文の融合から生まれる芸術であると考え。

1. 原則として、絵の比重が形式的にも、内容的にもその半分以上を占めていること。
2. 画集、単純な写真集、図鑑、低俗なマンガ本・劇画等は対象としない。
3. 絵本は主として、乳幼児・児童を対象としたものであるが、青少年、成人向きのもものも考慮する。
4. 絵雑誌は対象としない。

制作態度について

1. こどもに対する正しい愛情があるか。
2. こどもに興味関心のある題材が選ばれているか。
3. こどもの創造力・思考力を伸ばすものであるか。
4. 既成の概念にとらわれず、創意工夫がなされているか。
5. 絵と説明文がほどよく調和しているか。
6. こどもの生活のリズムにあったものであるか。
7. 著者の意図する年齢にふさわしいものであるか。

絵について

1. 内容を的確に表現しているか。
2. 芸術的なかおり高いものであるか。
3. こどもの感覚にあっており、理解しやすいものであるか。
4. こどもを楽しくすることができるか。

文について

1. わかりやすく、内容を正確に伝えているか。
2. 文学的かおりの高い文章であるか。
3. 内容の展開に不自然さはないか。
4. 文の長さ、リズム、間などについて、十分な配慮がなされているか。
5. こどもに理解できることばで書かれているか。
6. 洗練された用語が用いられているか。
7. 文字、かなづかい、わかち書き等に適切な配慮がはらわれているか。
8. 読んだ結果がつぎの段階へ発展するよう配慮されているか。
9. 科学的題材を扱ったものにおいては、内容が体系的に扱われているか。

造本その他について

1. 装てい、用紙などが作品を十分に生かしているか。
2. レイアウトは適切であるか。
3. 判型は内容にふさわしいものであるか。
4. 製本は堅牢であるか。
5. 開き具合は自然であるか。
6. 用紙は丈夫であるか。
7. 印刷は鮮明であるか。
8. 文字の大きさ、書体は適当か。
9. 価格は適切であるか。

以上は、全国学校図書館協議会の下記webサイトより転記。

<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-82.html> [2018. 12. 29確認]